

④該当要否

③整備基準

①用途区分

②面積区分

用途区分・面積区分・整備基準について

　①用途区分

条例対象施設（公共的施設）の区分

官公庁施設、教育文化施設、福祉施設等　全18区分

　②面積区分

　　第３章：事前協議の対象となる施設（指定施設）

　　第４章：バリアフリー法の対象となる施設（特別特定建築物）

　③整備基準

　　障害者等が安全・快適に利用できるものとするために必要な基準

　　出入口の幅員、みんなのトイレにおけるオストメイト設置等、全131項目

　④該当要否

　　基準適合か、努力規定か、望ましい水準か、対象外か